

	<p>第9条 市の責務</p> <p>第10条 基本計画</p> <p>第11条 「健幸」につながるまちづくりの推進に関する施策</p> <p>第12条 からだと心の健康づくりに関する施策</p> <p>第13条 歯と口の健康づくりに関する施策</p> <p>第14条 食育の推進に関する施策</p> <p>第15条 人材の育成及び活用</p> <p>第16条 普及活動の推進</p> <p>第17条 委任</p> <p>4 スマートウエルネスの取り組み</p> <p>健康で幸せな毎日を長く続けていくために、市民の健康づくりを応援する取り組みで、運動を始めたり、運動を習慣づけたりするきっかけとなることを目的として、「かわにし健幸マイレージ」を平成26年度から実施しており、平成27年度からはスポーツ庁の補助を活用し、ICTを活用したインセンティブつきの健康ポイント制度に拡充した。</p> <p>生活習慣病の予防と運動を始めるきっかけづくりとして、平成26年に大阪成蹊短期大学の協力のもと「きんたくん健幸体操」をつくり、五つのバージョンの健康体操をDVDに収録し、普及させている。平成29年度は、川西市健幸まちづくり条例制定記念講演会、イベントでのきんたくん健幸体操、ウォーキングイベントなどを行った。</p> <p>また、健康の拠点として、キセラ川西にウエルネスエリアとしてジョギングコースなどを設け、さらに平成30年度に健康公園を近隣に新規整備し、公園間を歩いてもらうネットワーク化を図っている。</p>
<p>所 感</p> <p>視察しての感想や岡崎市への提言など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間にて条例を制定されており、また、健幸まちづくりに重点を置いているため、その中身について参考にできる部分がある。 ・川西市の条例は議会ではなく行政が作成したもので、スマートウエルネスシティの考えが盛り込まれたものになっている。スマートウエルネスシティの考えイコール健幸づくりは「まち」づくりから考えたとき、執行部局でない議会がどこまで踏み込んだ条文作成ができるのか、課題になるのではないかと思った。 ・私たちが条例を策定していく中で、身体や心の健康、歯の健康、食育、運動や人同士の交流など、広い視野を持って条例に反映させていくことを提案する。 ・かわにし健幸マイレージは、市民の健康に対する向上に結びつき、成果を上げているという点において、本市も参考に取り入れ、活用すべき施策だと感じた。ここでも条例制定後の都市整備と絡めた三つのプロジェクトの推進など、条例に基づいた組織を横断した施策の展開が期待されており、その後の活用がポイントとなることを確認させられた。 ・市として健幸政策課ができたことが大きく施策を進める牽引となっていると思った。特に、条例の中の「健幸」につながるまちづくりの推

	<p>進に関する施策として、第 11 条が細かく定められている。総合計画にも盛り込まれ、ウエルネスエリア「キセラ川西」の整備が進んだこともあり、効果があったように思う。条例制定後の効果が期待できるような条例にしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条文策定に当たり、障がいを持たれた方への配慮など、市民からのパブリックコメントを反映しており、市民への理解を第一に考えた条例となっていると感じた。また、市民の健康づくりの動機づけや、運動習慣の定着を図るために、平成 27 年度より取り組んでいるかわにし健幸マイレージ事業は、国の補助金などを有効に活用し、健康に対しての無関心層に参加を促すきっかけづくりとなっていることから、本市においても、おかざき健康“まめ”チャレンジという事業が展開されていることから、条例制定に合わせていま一度内容の見直しなども必要かと感じた。 ・川西市健幸まちづくり条例は、執行部主導により作成され、条文については用語の定義が細分化され、各個別の役割、責務が示され、また、施策についてもある程度具体的に条文に盛り込まれている。条例自体は目新しい施策を推進するためのものではなく、現在行われている計画、施策等を条文として明文化したものが多くあるようであった。執行部主導で作成されたため、行政側の条例に基づく施策は非常に豊富で、充実していると感じられた。健幸は関心のない市民を巻き込むことが非常に重要であり、地域コミュニティや事業所といった外部団体への啓発手法について、インセンティブの付与もあわせての検討も必要であると考えます。 ・川西市長の公約による施策として、健康条例をつくってきたようである。条例内容についても、学校、福祉、医療、食育と広い範囲を網羅したものになっていた。条例文の冒頭に市民にもわかりやすい説明文(前文)が記載されているのは担当部局の心意気がうかがえた。平成 28 年 10 月に施行された健康条例なのでいたし方ないが、市民の健康に対する意識向上は実感としてもまだまだのようである。しかし、今後市民意識の向上のためには、一般企業や各種団体との連携を図る考えはあるようだ。和歌山市もそうであったように、川西市においても条例はつくったものの市民意識向上までには至っていないようだ。私たちも、今後の条例づくりにこの意識向上については大いに配慮すべきと考える。
<p>委員長の総括</p>	<p>行政主導で制定された条例であり、スマートウエルネスシティの思想が反映された条例内容である。また、制定方法も審議会方式で検討され、議会に上程されての条例施行であるため、条文に施策に関する事項が盛り込まれ、市長の意気込みが感じられる。本委員会の我々も、条例検討に当たっては、本委員会の意気込みが伝わる条例案検討を行いたい。</p> <p>条例制定の意義として、「市の姿勢を明確にすること」、「政策の持続性の担保」、「市民意識の改革」があるとのことである。本委員会も条例制定の意義を再認識して、今後の委員会を進めるべきと感じた。</p>

